

無 料

厚生労働省委託事業

## 労働契約法等解説セミナーを開催します。

～「無期転換ルール」!! 準備はお済ですか?～

### ご存知ですか? 「無期転換ルール」

「無期転換ルール」とは、改正労働契約法により平成 25 年 4 月 1 日以降に採用された「有期労働契約」の労働者が、繰り返し更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールのことです。

これにより、例えば一年契約のパートさんや契約社員で 5 年を超える更新をしている場合は、平成 30 年 4 月 1 日から「無期労働契約」への転換の申込みができます。そのときの手続きはどうすれば良いのか? 転換後の労働条件はどうなるのか? など数多くの疑問が寄せられています。また、実施に向けて就業規則の整備などの準備も必要となります。

そこで、労働契約法の概要及び無期転換ルールの解説を中心とした「労働契約法等解説セミナー」を開催します。

**注) 11月20日午後の部(午後1時30分～午後4時30分)は定員を超えたために締め切りました。**

#### A 「水戸会場」 午前の部 追加開催 (申込期限 平成 29 年 11 月 13 日)

日 時 平成 29 年 11 月 20 日(月) 午前 9 時 00 分～正午

場 所 水戸市渋井町塚橋 263-1 茨城労働基準協会連合会中央安全衛生教育センター

#### B 「土浦会場」 (申込期限 平成 30 年 1 月 10 日)

日 時 平成 30 年 1 月 17 日(水) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

場 所 土浦市木田余東台 4-1-1 ワークヒル土浦

定 員 A・B いずれの会場も 60 名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

受 講 料 無 料

申込・お問合せ先 一般社団法人茨城労働基準協会連合会(Tel 029-225-8881)

申 込 方 法 以下の申込書にご記入の上、FAX にてお申込み下さい

(切り取らずに、Fax で送付してください。)

### 労働契約法等解説セミナー受講申込書 (FAX 番号 029-227-4507)

事業場名				
所在地	〒		TEL	
			FAX	
受講会場 (ご希望の会場に○印を して下さい)	A	水戸会場 午前の部 9 時～ (平成 29 年 11 月 20 日開催)	B	土浦会場 午後 1 時 30 分～ (平成 30 年 1 月 17 日開催)
受講者のお名前				
担当者のお名前 (職名・ご連絡先)	( 課 )			

※ ご記入いただきました、個人情報については当連合会が責任を持って管理し、当連合会が行う情報提供の送付等のみに使用させていただきます。